

労審発第1275号

令和3年2月22日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

労働政策審議会

会長 鎌田 耕



令和3年2月19日付け厚生労働省発開0219第1号をもって諮問のあった「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙1「記」及び別紙2「記」のとおり。

令和3年2月22日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

労働政策審議会人材開発分科会

分科会長 小杉 礼子

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部
を改正する省令案要綱」について

令和3年2月19日付け厚生労働省発開0219第1号をもって労働政策審議会に諮問
のあった標記について、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。

令和3年2月19日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

労働政策審議会職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和3年2月19日付け厚生労働省発開 0219 第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は妥当と認める。